

厚生省告示第32号（平成12年2月10日）

厚生大臣が定める特定診療費に係る 特別食及び特別な薬剤を定める件

厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年2月厚生省告示第30号）の規定に基づき、厚生大臣が定める特定診療費に係る特別食及び特別な薬剤を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める特定診療費に係る 特別食及び特別な薬剤

一 厚生大臣が定める特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

二 厚生大臣が定める特別な薬剤

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第一号に規定する麻薬